

平成26年度「元気発進！子どもプラン」に関する点検・評価

政策1 仕事と子育ての両立支援

男女が共にいきいきと楽しく子育てしながら働き続けられるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組みを推進。
あわせて、その基盤となる保育サービスや放課後児童クラブなど子育て支援サービスを充実。

1 働き方の見直し

『男女が共に働きながら、子育てができる風土の定着～ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進～』

- ①地域が一体となったワーク・ライフ・バランスの推進
- ②企業等のワーク・ライフ・バランス推進に対する支援
- ③男女の固定的な役割分担意識の解消と男女共同参画への理解促進

評価結果 B (H25:B)

市民アンケートによると「仕事と生活の両立が図られていると感じる人の割合」は、若干減少し、1週間の労働時間が60時間以上の雇用者の割合も横ばい状態です。
「家事・育児をしていない父親の割合」は、就学前児童・小学生ともに、減少傾向にあり、ワーク・ライフ・バランスへの意識の変化が進むとともに、男女共同参画の理解が深まったと考えられます。
引き続き、市民や企業に対して、ワーク・ライフ・バランスの実践に向けた取り組みを働きかけ、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを着実に進めていく必要があります。

2 保育サービス

『保育に欠ける子どもは誰でも保育所に入所でき、多様なニーズに応えながら、子どもの健やかな育成を支援する保育サービスの実現』

- ①保育の質の向上
- ②多様なニーズに対応した特別保育の充実
- ③障害児保育の充実
- ④保育サービスの基盤整備（適正配置の推進）
- ⑤直営保育所の再編と機能強化
- ⑥保育所における子育て支援の充実

評価結果 B (H25:B)

認可保育所の定員増等に取り組み、年度当初の待機児童が0人を維持していますが、一部地域においては、年度中途に待機児童が生じています。
平成29年度末までに年間を通じた待機児童の解消を図るため、保育の量の拡充を進める必要があります。
また、市民アンケートでは「保育所に対する満足度(保育内容)」が、79.1%と昨年度よりも若干増加しました。
今後も、子ども・家庭・地域をとりまく状況が変化の中で、子どもの健やかな育成を支援する保育サービスへの市民ニーズは高く、多様化していることから、さらなる取り組みの充実を図る必要があります。

3 放課後児童クラブ

『希望するすべての子どもが入所でき、充実した活動ができる放課後児童クラブの実現』

- ①放課後児童クラブの運営基盤の強化
- ②放課後児童クラブの魅力向上

評価結果 B (H25:B)

市民アンケートによる「放課後児童クラブに対する満足度」は、減少傾向にありますが、利用児童の増加に対応した施設の増設等に取り組んだ結果、平成23年度より、待機児童数は0人を維持しています。
平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、児童の集団規模が変更（70人→40人）による受け入れや、障害児を含め利用児童の増加が今後も見込まれることから、クラブの運営基盤強化等取り組みの充実を図る必要があります。
また、放課後児童クラブアドバイザーの派遣により、クラブと小学校との連携が進んでいますが、さらなる連携促進に向け、継続的な支援を行う必要があります。

政策2 安心して生み育てることができる環境づくり

妊娠・出産から乳幼児期および思春期の保健・医療体制の一層の充実。
また、「家庭」と「地域社会」との連帯感が希薄化する中で、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを推進。

4 母子保健

『母子の健康の保持・増進による安心して生み育てるための環境づくり』

- ①安全に安心して妊娠・出産できる環境づくり
- ②養育支援の必要な家庭に対する支援の充実
- ③発達の気になる子どもの早期発見、早期支援体制の強化
- ④基本的生活習慣の定着や食育の推進
- ⑤適切な思春期保健の推進

評価結果 B (H25:B)

「妊娠11週までの妊娠届出者の割合」および「生後4か月までの乳児家庭訪問の割合」は、増加傾向にあり、いずれも、計画当初に比べ、10ポイント近く上昇しており、引き続き、養育支援や発達の気になる子どもの早期発見・早期支援体制の強化、基本的生活習慣の定着や食育の推進等に取り組みます。
また、「10代の人工妊娠中絶率」は上昇しており、養育支援の必要な家庭に対する支援の充実や、適切な思春期保健の推進等に取り組みます。
今後も、安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくりに努めます。

5 母子医療

『周産期医療体制や小児救急医療体制の維持・確保』

- ①周産期医療・小児救急医療体制の維持・確保
- ②不妊治療に関する支援の充実および市民の理解促進

評価結果 A (H25:A)

周産期医療・小児救急医療については、全国的な医師不足の中、4基幹病院での専門的な医療の提供や、市内医療機関の連携による24時間365日対応の小児救急医療体制を維持するとともに、充実にも努めることができました。
また、不妊に関する相談者は多様化しており、徐々にではありますが、増加しました。
引き続き、周産期医療・小児医療体制の維持を図るとともに、不妊治療に関する支援や啓発の充実にも努める必要があります。

6 子育ての悩みや不安への対応

『市民みんなで子どもや家庭を支援する、子育てに優しい地域社会の実現』

- ①地域における子育て支援の環境づくり
- ②市民が利用しやすい相談体制
- ③必要とされる子育てに関する情報が市民に届く仕組みづくり

評価結果 A (H25:B)

市民アンケートにおける「子育てが地域の人に支えられていると感じる人の割合は前年度に比べ増加し、計画当初に比べ、8ポイント近く上昇しました。
また、「子育ての悩みや不安を感じる人の割合」は就学前児童・小学生の保護者ともに、前年度に比べて減少し、特に「子育ての悩みや不安を感じる就学前児童の保護者の割合」は、計画当初に比べ10ポイント以上減少しました。
今後も、子育てを地域で支えるという市民意識の啓発や環境づくりに努めます。

平成26年度「元気発進！子どもプラン」に関する点検・評価

政策3 子どもや若者の健やかな成長や自立を支える環境づくり

地域社会全体で子どもや若者の健やかな成長や自立を支える環境づくりを推進。
 家庭は、安らぎの場であると同時に、子どもが基本的な生活習慣や規範意識等を身に付ける教育の場であることを重視し、その教育力を育成。
 さらに、子どもの視点に立った安全・安心なまちづくりや生活環境の整備を推進。

7 就学前教育

『質の高い就学前教育の実現と、保育所、幼稚園、小学校の連携の拡充』

- ①保育所、幼稚園における就学前教育の充実
- ②保育所、幼稚園、小学校の連携の拡充

評価結果 B (H25:B)

「子ども・子育て支援新制度」への対応については、国の方針などを受け、北九州市子ども・子育て支援事業計画の策定や基準条例の判定など、新制度の施行に向けた準備を行いました。
 保育所において第三者評価を、私立幼稚園においては、学校関係者評価を推進するなど、就学前教育の質の向上に努めました。
 保幼小連携事業を実施している保育所、幼稚園、小学校の割合は、95.9%で、昨年度に比べると微減しているものの、計画当初(平成21年度)と比べると、9.3ポイント上昇しました。
 今後も、小学校の学習環境への円滑な接続を図るため、引き続き連携を推進していく必要があります。

8 青少年の健全育成

『家庭・地域・学校・行政等の連携による、青少年健全育成のための社会環境づくり』

- ①青少年への社会体験活動等の機会や場の提供
- ②不登校、ひきこもり等の問題を抱える青少年の自立支援の強化
- ③青少年を取り巻く有害環境浄化への取り組みの推進
- ④非行少年等に対する支援の推進

評価結果 A (H25:A)

「青少年ボランティアステーションにおけるボランティア体験活動者数」は増加を「不登校児童生徒数」「刑法犯少年の検挙補導者数」「シンナー等乱用少年の検挙補導者数」は、減少・撲滅など、いずれも、計画目標値を大幅に好転しています。
 また、目標値には届きませんでした。いじめの認知についても、認知したいじめは全て解決するなど、早期発見・早期対応に努めました。今後も、家庭、地域、学校、行政等関係機関の連携を一層強め、青少年の健全育成に努めます。

9 若者の自立支援

『社会生活を円滑に営む上での困難を抱えている若者が自立できる社会環境づくり』

- ①若者の自立を支援する環境づくり

評価結果 B (H25:B)

若者向けホームページ「北九州市若者応援サイト『YELL』」を活用して、就業施策等情報提供を行ったところ、昨年度に比べ微減であるが、22,000件を超えるアクセス件数がありました。
 子ども・若者応援センター「YELL」には、平成22年10月の開所から、平成27年3月末までの54ヶ月間で延べ10,914件の相談(うち来所相談実人数741人)が寄せられており、さまざまな悩みや課題を抱える若者に対し、自立に向けた継続した支援等を行った結果、継続的に支援を行った473人のうち、正社員やパート等、就労に結びついた若者が210人、就学に至った若者が31人、合計で241人が自立への糸口をつかむことができました。
 一方で、ボランティア以上就労未満である中間的就労の機会等を十分に提供できていなかったり、相談につながっていない若者がいること、また、市民アンケートによると「社会生活を円滑に営む上での困難を抱えている若者の割合」が増加傾向にあることなど、さらなる若者の自立支援が必要です。
 引き続き、一人でも多くの若者が円滑な社会生活を送れるようになるためには、ネットワークの充実・強化や自立支援プログラム等の提供とともに、各相談機関の周知と相談に結び付けるための環境づくりが必要です。

10 家庭の教育力の向上

『学習機会や情報の提供などによる、家庭の教育力の向上』

- ①子どもの健全育成の基礎となる家庭の教育力の向上

評価結果 B (H25:B)

幼稚園、保育所、小・中・特別支援学校での家庭教育学級の実施や「北九州市子どもを育てる10か条」の普及により、「朝食を『ほぼ毎日食べる』児童生徒の割合」が高い水準を維持している(市民アンケートによる)など、生活習慣の定着を図ることができました。
 引き続き、PTA協議会等関係機関と連携しながら、さまざまな学習機会や情報の提供を行い、子どもの健全育成の基礎となる家庭の教育力の向上に努めます。

11 安全・安心なまちづくり

『子育て家庭が安全に安心して生活できる、公園、道路、住居等の都市環境づくり』

- ①子育て家庭が利用しやすい公園・遊び場の整備
- ②防犯や防災など安全・安心なまちづくりの推進
- ③子育て家庭に優しい都市環境の整備
- ④交通安全の推進
- ⑤子育てしやすい住環境の整備

評価結果 B (H25:B)

子育て家庭が利用しやすい公園・遊び場の整備、防犯・防災対策、交通安全の推進、子育て等に適した良質な居住環境を備えた賃貸住宅への入居等の支援などに取り組んだ結果、市民アンケートでは「子どもとの外出時に安心と感じる割合」が昨年度よりも8ポイント近く上昇し、55%を超えるなど、安全・安心なまちづくりが進みました。
 引き続き、子育て家庭が安全に安心して生活できるよう、環境の整備等に取り組むとともに、危機回避や防犯・防災に対する意識の醸成に努めていきます。

政策4 特別な支援を要する子どもや家庭への支援

家庭での養育が困難なため社会的養護が必要な子どもや、障害のある子どもの成長と自立を支援するため、子どもや家庭の状態に応じた適切な支援を充実。
 また、ひとり親の抱えるさまざまな悩みや不安に対応し、必要な支援を行うとともに、児童虐待への対応を充実。

12 社会的養護が必要な子どもへの支援

『社会的養護が必要な子どもが、それぞれの子どものにあった生活環境で、健やかにはぐくまれ、自立できる社会環境づくり』

- ①児童養護施設における生活環境整備等の促進
- ②里親や小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の普及促進

評価結果 B (H25:B)

児童養護施設等において、被虐待児等に対し、家庭的な環境と安定した人間関係のもとで、きめ細かなケアを提供するため、計画当初より小規模グループケアを着実に増設した結果、おおむね目標どおり整備することができました。
 また、家庭的な養育環境を整え、児童の自立を支援するため、ファミリーホームの増設や、里親制度の普及啓発を行った結果、里親等委託児童数は前年度より4人増えて64人となりましたが、被措置児童の増加により、里親等委託率は前年度と同じ14.2%を維持しています。
 今後も、社会的養護が必要な子どもが健やかに生まれ、自立できる社会環境づくりを推進するため、引き続き児童養護に関する環境整備に取り組みます。

13 ひとり親家庭への支援

『ひとり親家庭が自立し、安定した生活を営むことができる社会環境づくり』

- ①ひとり親家庭の生活の安定と向上

評価結果 B (H25:B)

母子・父子福祉センターにおいて、ひとり親家庭の就業を支援する施策の利用者は、年々増加し、今年度は、約5,000人でした。早期の自立促進、能力・技能を高めるため就業支援講習会や母子父子自立支援プログラム策定事業の結果、就職者数は110人となりました。
 一方で、各区の「子ども・家庭相談コーナー」の認知度に対し、ひとり親家庭等の福祉を総合的に推進する母子・父子福祉センターの認知度はいまだに低いと、継続してPRを必要とします。
 今後も、ひとり親家庭が自立し、安定した生活を営むことができる社会環境づくりを推進するため、引き続きひとり親家庭等の自立支援や就業支援などに取り組みます。

14 児童虐待への対応

『児童虐待の発生予防に努めるとともに、早期発見、早期対応により、虐待が深刻化する前に適切な支援ができる社会環境づくり』

- ①児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応および適切な支援

評価結果 B (H25:B)

児童虐待のあった家庭、児童等への適切な支援に努めたほか、幼稚園や保育所、小・中学校等の教員等を対象に児童虐待の対応能力を強化する研修や市民向けPRを積極的に行った結果、児童虐待通告件数は平成26年度の1.37倍に増加しましたが、児童虐待として対応した件数は、1.19倍に留まりました。
 また、「生後4か月までの乳児家庭全戸訪問」や「乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業」「ハローベビーサポート北九州」等、児童虐待につながりやすい状況を早期に把握し、予防する事業にも取り組みました。
 引き続き、関係機関と連携しながら、児童虐待防止のための、発生予防、早期発見、早期対応に努めていきます。

15 障害のある子どもへの支援

『障害のある子どもが安心して生活できる社会環境づくり』

- ①障害のある子どもの早期発見と、相談・支援体制の強化
- ②保育所等での障害のある子どもの受け入れの促進と、小学校等入学時の情報伝達の強化
- ③障害のある子どもの放課後対策の充実
- ④相談支援体制の強化と、保護者のレスパイトや就労支援の充実
- ⑤重度の障害のある子どもへの支援の強化
- ⑥発達障害のある子どもへの支援の充実

評価結果 B (H25:B)

「わいわい子育て相談」「親子通園事業」の実施等発達が気になる子どもや育児に不安のある保護者への支援や、総合療育センターの充実など、これまでの取り組みにより、徐々にではありますが、計画目標(平成20年度)に比べ「専門相談機関・施設に相談する割合」は増加しています。一方、「相談する相手がない人の割合」は横ばい傾向にあります。
 引き続き、障害のある子どもが安心して生活できる社会環境づくりに向けた取り組みを着実に実施していく必要があります。